

平成28年第1回邑南町議会臨時会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成28年1月14日(平成28年1月14日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成28年1月20日(水) 午後 1時15分
閉会 午後 1時29分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	服部 導士
危機管理課長	藤間 修	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学		
教育委員長	森岡 弘典	教 育 長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘
生涯学習課長	能美 恭志				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
9 番	中村 昌史	10 番	日野原 利郎

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成28年第1回邑南町議会臨時会議事日程

平成28年1月20日（水）午後1時15分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第1号 邑南町木質バイオマスチップ製造施設条例の制定について

議案第2号 工事請負契約の変更契約の締結について

平成28年第1回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

平成28年1月20日(水)

—— 午後1時15分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(辰田直久) 定足数に達しておりますので、ただ今から、平成28年第1回 邑南町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。9番、中村議員、10番、日野原議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(辰田直久) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1月20日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1月20日の1日限りと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(辰田直久) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第1号、邑南町木質バイオマスチップ製造施設条例の制定について、議案第2号、工事請負契約の変更契約の締結について、以上2議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長番外。

- 議長(辰田直久) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。邑南町木質バイオマスチップ製造施設条例の制定についてでございますが、これはバイオマスチップ製造にともなう施設の利用に関し必要な条例の制定を行うものでございます。ええ詳細につきましては、農林振興課長から説明をさせますのでよろしく申し上げます。

- 植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

- 議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 議案第1号、邑南町木質バイオマスチップ製造施設条例の制定についてご説明申し上げます。この施設整備事業は、敷地造成、舗装、機械購入を含め、今年3月をもって完了するもので、4月1日から本施設を運用し、林業の活性化に資するため条例を制定するものでございます。条例本文ですが、第1条では林業振興を図るために本施設を設置する事を定めております。第2条では、名称を邑南町木質バイオマスチップ製造施設とし、邑南町下田所1554番地3に設置することを規定しております。第3条から5条までは、施設の管理を指定管理者に行わせることができること、指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の方法等について規定しております。第6条、第7条では指定管理者となった者が行う事業報告書の作成と聴取を行うこと、第8条では指定の取り消しについて規定しております。第9条では、施設の管理運営に要する費用は、指定管理者が負担すること。第10条では、施設等を損壊又は滅失した場合の損害賠償について。第11条では業務に関して知り得た管理上の情報の、秘密保持義務について。第12条では、指定管理期間が満了した場合等の原状回復について規定しております。第13条では、委任事項規定しております。この条例は平成28年3月1日から施行するものでございます。以上地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●**石橋町長(石橋良治)** はい、議長番外。

●**議長(辰田直久)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、これは、平成26年度公共土木施設災害復旧事業、青笹川2及び3号箇所、河川災害復旧工事にかかる工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。すでに、相手方と仮変更契約を結んでおりますので、ご審議のほどよろしくお願いをします。詳細につきましては、建設課長から説明させますのでよろしくお願いをします。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 土崎建設課長。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議案第2号、工事請負契約の変更契約の締結について、ご説明申し上げます。この工事は、邑南町日貫地内で施工中の、平成26年度公共土木施設災害復旧事業、青笹川2・3号箇所河川災害復旧工事(25災1110、1111号)に、つきまして、内容に変更が生じたため工事請負契約の増額をお願いするものでございます。この工事は平成25年8.24災害で被災した護岸の復旧工事で、災害査定番号1110号と1111号を合冊して発注しているものでございます。工事の概要は、護岸の復旧延長581.8m、護岸ブロック1896㎡でございます。主な変更内容は、既設ブロック積77㎡にかかる取壊処分費の増額でございます。このため、工事請負契約額を1百51万2千円増額し、変更後の工事請負契約額を1億2千8百95万2千円で邑南町矢上5824番地4、株式会社溝辺組、代表取締役、溝辺達仁氏、と1月8日

に仮契約を締結しております。以上、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第9条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

●議長(辰田直久) 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。

~~~~○~~~~

(議案の質疑)

●議長(辰田直久) これより質疑に入ります、はじめに議案第1号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 9番、中村議員。

●中村議員(中村昌史) えと、木質バイオマスチップ製造施設の事についてであります、えーと当初は、県森連が主体となつてと申すことであつた計画だつたと言ふふうに記憶しております。これをまあ、町が事業主体となつてやつてるんで、ええ指定管理という形で出そうと言ふことだろうと思ひます。当初から言ひますと、造成なりなんなりに町としてかかる経費分を使用料という形、今回は指定管理料という形になるんだと思ひますが、それで徴収をして、町の負担分が無くなつた段階で、施設そのものの移転と言ふことなるんだらうと思ひんですが、あのその指定管理の期間ですね、今から契約されるんだと思ひますが、契約上の期間と、それから最終的に町の負担してありますところの費用が返済をされるまでの期間、どれぐらいの期間を見ておられるのか、それから、その後のこの施設の取り扱いについて、無償譲渡と言ふふうな形になるのかどうか、その2点お願ひします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 指定管理に付する期間、そしてその終了後の取り扱いについてのご質問でございますけれども、期間につきましては、指定管理に付する対象の物件が機械設備と用地の2種類ございます。機械につきましては耐用年数が5年となっておりますので、機械については指定管理期間を5年と言ふふうに考えております。施設の用地につきましては特に定めはございませんが、返済期間の約2倍ということをこれまでの協議の中で、しておりますので、20年程度を想定しておりますが、詳細につきましては次期定例会に提案をさせて頂くと言ふことで考えております。それから、指定管理期間が終了した後の取り扱いの方法につきましては、先ほどの議員のご質問の中にございましたように、財産処分という形で、引き渡す事を考えております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 9番、中村議員。

●中村議員(中村昌史) えっと、詳細については今から契約を詰められるんだと思ひますが、用地について返済期間の2倍と言ふふうな事をおっしゃられましたが、ええその根拠と

言うのは何処にあるんでしょうか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 根拠と致しましては、当初の事業計画の時に2分の1の補助とすることを考えておりましたので、ええ補助事業がありまして、その残りの部分に合併特例債を充てると言うことで10年と言うような想定をしておりましたけれども、その補助金が無くなりましたので、事業者の負担をあまり単年で見た場合に替えないで支払いが出来る範囲内ということで想定したものでございますが、これはあくまで、現在の段階での想定ですので、先ほど申し上げました様に期間については現在検討中と言うことでお願いをしたいと思います。

●議長(辰田直久) 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第1号に対する質疑を終わります。続きまして議案第2号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第2号に対する質疑を終わります。以上で議案の質疑を終わります。

~~~~○~~~~

(議案の討論、採決)

●議長(辰田直久) これより、議案の討論、採決に入ります。はじめに議案第1号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第1号、邑南町木質バイオマスチップ製造施設条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第2号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) はい、全員賛成、したがって、議案第2号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 閉会宣告

- 議長(辰田直久) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了しました、これをもって、本臨時会を閉会といたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、平成28年第1回邑南町議会臨時会を閉会といたします。ご苦労様でした。

—— 午後1時29分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員